

# 議 案 書

平成 2 8 年 6 月

第 2 回 定 例 会

松 山 市

## 目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
承認 2	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
議案 70	平成28年度松山市一般会計補正予算(第1号)		5
71	平成28年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)		13
72	市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		15
73	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		17
74	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		19
75	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について		21
76	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について		23
77	伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について		27
78	東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について		39
79	久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について		51
80	松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について		63
81	砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について		75
82	工事請負契約の締結について(余戸北吉田線洗地川橋梁(下り線)整備工事(上部工製作))		87
83	工事請負契約の締結について((仮称)椿の湯別館増築主体その他工事)		89
84	工事請負契約の変更について(坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事)		91
85	市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて		93
86	市道路線の認定について		95
87	市営土地改良事業(県単独土地改良事業(農道)・府中地区)の施行について		99
88	市営土地改良事業(ほ場整備事業(丹波地区))の事業計画の変更について		103

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による海水流出事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めることについて		
	御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による工事車両事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めることについて		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第2号

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告  
し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお  
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す  
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら  
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普  
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ  
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第13号

平成28年3月31日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分について  
松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第  
179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)の一部を次のように改正す  
る。

第41条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同  
項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成  
所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉  
機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第41条の6中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。

附則第12条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に  
改め、同条中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、  
第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定  
める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定  
める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定  
める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定  
める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定

める割合は、2分の1とする。

(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第12条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第12条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第12条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され

る新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第12条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置を講じること等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

平成28年度松山市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,244,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,244,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		62,000,000 千円	400,000 千円	62,400,000 千円
	1 市民税	27,279,000	400,000	27,679,000
11 地方交付税		20,000,000	18,000	20,018,000
	1 地方交付税	20,000,000	18,000	20,018,000
13 分担金及び負担金		1,448,530	3,850	1,452,380
	1 分担金	12,557	2,198	14,755
15 国庫支出金	2 負担金	1,435,973	1,652	1,437,625
		39,478,784	744,874	40,223,658
16 県支出金	2 国庫補助金	6,695,834	744,874	7,440,708
		13,236,885	595,569	13,832,454
19 繰入金	2 県補助金	4,070,945	595,569	4,666,514
	1 基金繰入金	12,600,998	16,000	12,616,998
21 諸収入		12,600,998	16,000	12,616,998
	4 雑入	4,525,242	48,934	4,574,176
22 市債		1,847,311	48,934	1,896,245
	1 市債	12,405,500	417,600	12,823,100
		12,405,500	417,600	12,823,100



歳 出		入		合 計	
歳 出	歳 入	補正前の額	補正額	補正額	計
2 総務費		14,545,950 千円	35,542 千円	181,000,000	183,244,827
	1 総務管理費	11,626,960	35,542		11,662,502
3 民生費		90,517,885	733,485		91,251,370
	1 社会福祉費	38,944,387	106,086		39,050,473
	2 児童福祉費	27,782,739	627,399		28,410,138
6 農林水産業費		2,420,036	376,827		2,796,863
	2 農業土木費	466,354	294,792		761,146
	3 林業費	88,297	82,035		170,332
8 土木費		16,667,896	996,980		17,664,876
	1 土木管理費	1,073,176	20,152		1,093,328
	2 道路橋梁費	2,874,899	60,000		2,934,899
	5 都市計画費	9,683,408	763,172		10,446,580
	6 住宅費	1,152,832	114,156		1,266,988
	7 公園緑地費	672,136	39,500		711,636
9 消防費		5,265,421	31,390		5,296,811
	1 消防費	5,265,421	31,390		5,296,811

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		13,459,302 千円	50,603 千円	13,509,905 千円
	2 小学校費	1,862,420	4,500	1,866,920
	3 中学校費	1,038,459	3,500	1,041,959
	5 社会教育費	2,875,855	31,281	2,907,136
	6 保健体育費	5,027,813	11,322	5,039,135
	11 災害復旧費	40,900	20,000	60,900
	2 土木施設災害復旧費	0	20,000	20,000
歳出	合計	181,000,000	2,244,827	183,244,827

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
小学校エアコン整備PFI事業	平成28年度～平成41年度	4,400,000 千円
中学校エアコン整備PFI事業	平成28年度～平成41年度	2,200,000
新玉学校給食共同調理場給食業務委託	平成28年度～平成33年度	416,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園施設災害復旧事業	千円  10,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他</li> <li>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>3 借入時期 平成28年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。</li> </ol>	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし，利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後において，当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還，償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができる。</li> <li>3 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは，その融通条件によることができる。</li> </ol>

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省, 地方公共団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</li> <li>借入時期 平成28年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。</li> </ol>	年10% 以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還, 償還期限の短縮又は低利債に借換ええることができる。</li> <li>財務省, 地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは, その融通条件によることができる。</li> </ol>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	20,000				80,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	都市計画事業	1,000,000	同上	同上	同上	1,310,000	同上	同上
公営住宅建設事業	130,000	同上	同上	同上	180,000	同上	同上	同上



議案第71号

平成28年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成28年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

63,804,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		14,572,213 千円	3,000 千円	14,575,213 千円
	2 国庫補助金	4,620,422	3,000	4,623,422
8 繰入金		5,325,214	6,288	5,331,502
	1 一般会計繰入金	5,325,214	6,288	5,331,502
歳入	合計	63,794,800	9,288	63,804,088

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		617,589 千円	9,288 千円	626,877 千円
	1 総務管理費	316,810	9,288	326,098
歳出	合計	63,794,800	9,288	63,804,088



平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

記

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第28  
号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の付則第5条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償の支給額の調整率を引き上げるため、本案を提出する。



平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第5号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 重度心身障害者の介護者の支援に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の1の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の2の項中「（平成17年法律第123号）」及び「法別表第2の9の項に規定する」を削り、同項を同表3の項とし、同表1の項中「法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(2) 法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関

		係情報（以下「中国残留邦人等 支援給付等関係情報」という。 ）であって規則で定めるもの
		(4) 法別表第2の16の項に規定 する障害者関係情報であって規 則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務等について  
 個人番号を利用するため、本案を提出する。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の付則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償の支給額の調整率を引き上げるため、本案を提出する。



平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第60条の3第1項中「事業所（以下この節から第4節までにおいて）」を「事業所（以下）」に改める。

第72条第1項中「この節において」を削る。

第83条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定

地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第45条第6項の表中「，指定認知症対応型通所介護事業所」を「（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。次条第1項において同じ。）」，指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」，指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」に改める。

第46条第1項中「（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第87条中「第39条，第40条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。



平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考第1号中「。以下この号」の次に「及び付則第9項」を加える。  
付則に次の4項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において，第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には，当分の間，同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は，同項の表備考第1号の規定にかかわらず，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 9 第5条第3項の表備考第1号に定める者については，当分の間，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において，当該小学校教諭等免許状所持者は，補助者

として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第4条に規定する免許状をいう。次項及び第4項において」を「第4条第2項に規定する普通免許状(以下「普通免許状」という。)又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。以下」に改める。

付則に次の5項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

4 第5条第1項及び第4項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。付則第7項において同じ。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者につい

ては、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

- 5 第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第4項	第5条第1項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第5項	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）等の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約を締結する。

記

松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

松山市及び伊予市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、松山市及び伊予市が、相互に役割を分担して連携を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、及び住民が安心して快適な暮らしを営むことができる魅力ある圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 松山市及び伊予市は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる分野について、相互の自然、文化、歴史、都市機能及び人材を最大限に活用し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 松山市及び伊予市が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費の負担については、松山市及び伊予市が協議して別に定める。

（松山圏域連携協議会）

第5条 松山市長及び伊予市長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、1年に1回以上、松山圏域連携協議会を開催するものとする。

別表（別紙のとおり）

(提案理由)

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(連携協約)

- 第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(別紙)

別表(第2条,第3条関係)

分野	基本方針	取組	松山市の役割分担	伊予市の役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定	松山市が中心となって圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定に取り組む。
		産業構造の異なる圏域内市町の特徴を踏まえ、圏域の持つポテンシャルを高める経済戦略を策定する。		
		「松山圏域活性化戦略会議」の運営	松山市が中心となって連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	松山市と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
		まつやま圏域未来共創ビジョンを効果的に推進するため、様々な関係団体で構成される「松山圏域活性化戦略会議」の運営等を行う。		
		中小企業の振興	松山市が中心となって圏域全体の中小企業の振興に取り組む。	松山市と連携して、中小企業の振興に取り組み、管内の事業者への周知・啓発等を行う。
		産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。		
		クリエイティブ産業の活性化及び集積	松山市が中心となって圏域全体のクリエイティブ産業の活性化及び集積に取り組む。	松山市と連携して、クリエイティブ産業の活性化及び集積に取り組む。管内の事業者への周知・啓発等を行う。
成長が期待される圏域全体のクリエイティブ産業(デザイン・写真・映像等のコンテンツ産業等)の活性化及び集積を図る。				
企業の誘致	松山市を中心としつつ、伊予市と協力して企業の誘致に取り組む。	松山市と連携して、企業の誘致に取り組む。		
企業の立地する市町にとどまらず、近隣市町においても雇用状況の改善や、人口、経済活動等の増加といった好影響が見込まれることから、国内外を含めた圏域外企業の誘致及び圏域内企業の拡大促進と留置に努めるために、市町間で「公共インフラ」「不動産」「地縁・血縁者」「企業の投資意欲や立地計画」等といった企業誘致に関する情報の交換と提供を行い、中予圏域への誘致に向けた営業・招へい活動につなげていく。				

農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化	松山市が中心となって圏域全体の6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化に取り組む。	松山市と連携して、6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化に取り組む。
	圏域の消費者、生産者、販売所等のニーズを把握したうえで、支援の仕組み等の構築について調査・検討するとともに、各市町が連携して商品やレシピの開発等に取り組み、6次産業化・地産地消を推進する。	松山市が中心となって圏域の誇れる農林水産物等のPRに取り組む。	松山市と連携して、圏域の誇れる農林水産物等のPRに取り組む。
	圏域の誇れる農林水産物等のPR	松山市が中心となって圏域全体の有害鳥獣の連携捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。	松山市と連携して、有害鳥獣の捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。
	圏域の関係市町が連携して、「誇れる」地域の農林水産物等の消費拡大、経済活性化を目指す。また、関係市町が連携して、新たなブランド品の育成や商品開発について調査・検討を行う。	松山市が中心となって圏域全体の有害鳥獣の連携捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。	松山市と連携して、有害鳥獣の捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	有害鳥獣の連携捕獲	松山市が中心となって圏域全体の有害鳥獣の連携捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。	松山市と連携して、有害鳥獣の捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。
	実務者レベルの職員による協議の場を設置するなど、圏域市町の協力体制を構築し、実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	松山市が中心となって周遊型観光戦略を検討するとともに、特産品PRや情報発信については伊予市と連携して取り組む。	松山市と連携して、周遊型観光戦略を検討するとともに、特産品PRや情報発信に取り組む。
	「道後温泉」を軸とした観光振興	松山市が中心となって圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施	松山市と連携して、地域の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施に取り組む。
	道後温泉を核として、健康やリラクゼーション等のテーマのある周遊型の広域観光戦略の検討や、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。また、(仮称)椿の湯別館等において連携市町の特産品のPR等の情報発信の場として連携を検討する。	圏域全体の観光資源(自然・文化・産業遺産等)を対象としたガイドマップの作成やプロモーション、ファムツアー等について研究する。また、「松山広域ブランド」を確立し、国内外へ効果的なエリアプロモーション活動等を展開することで、圏域全体での観光誘客を図る。	松山市が中心となって瀬戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開



		現在松山市が展開している「瀬戸内・松山構想」に基づくプロモーション活動について、連携できる施策・事業に取り組み、圏域全体の交流人口の拡大等につなげる。また、新ゴールデンルートを活用するなど、台湾をはじめとする外国人観光客の誘致を積極的に推進する。	瀬戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開に取り組む。	戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開に取り組む。
		統一的な観光ルート案内板の設置	松山市が中心となって統一的な観光ルート案内板の設置に取り組む。	松山市と連携して、統一的な観光ルート案内板の設置に取り組む。
		関係市町の公共・観光施設等を記載したコミュニティサイン（案内板）を統一的なデザインにより更新する。		
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の将来構想の策定	松山市が中心となって救急医療提供体制の将来構想の策定に取り組む。	松山市と連携して、救急医療提供体制の将来構想の策定に取り組む。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を維持するとともに、関係機関とも連携して、将来構想の策定について検討する。		
		複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究	松山市が中心となって複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究に取り組む。	松山市と連携して、複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究に取り組む。
		圏域の消防防災力を向上させるため、民間参入型複合防災拠点施設や広域消防活動拠点施設等の整備に関する調査・研究等を行う。		
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備		広域的公共交通網の構築	松山市が中心となって広域的公共交通網の構築に取り組む。	松山市と連携して、広域的公共交通網の構築に取り組む。
		公共交通を生かした質の高いコンパクトなまちづくりを目指すため、地域公共交通網形成計画を策定する。		
		松山空港へのアクセス向上	松山市が中心となって松山空港へのアクセス向上に取り組む。	松山市と連携して、松山空港へのアクセス向上に取り組む。
		広域交通拠点である松山空港と各地域の拠点とのアクセス向上の検討を行う。		
		都市圏域内の道路ネットワークの強化	松山市が中心となって都市圏域内の道路ネットワークの強化に取り組む。	松山市と連携して、都市圏域内の道路ネットワークの強化に取り組む。
		都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。		

		<p>松山空港・松山港の利用促進</p> <p>松山空港，松山港の航路の維持確保等により，利用促進を図る。</p>	<p>松山市が中心となって松山空港・松山港の利用促進に取り組む。</p>	<p>松山市と連携して，松山空港・松山港の利用促進に取り組む。</p>
		<p>J R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上</p> <p>J R松山駅周辺を圏域全体の広域交通の結節点として，また，交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに，連携の可能性を検討する。</p>	<p>松山市が中心となってJ R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上に取り組む。</p>	<p>松山市と連携して，J R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上に取り組む。</p>
		<p>J R松山駅での交流や賑わいの創出</p> <p>J R車両基地跡地を活用し，新たな広域交流拠点として圏域全体の連携・交流を促す機能を検討する場を設ける。</p>	<p>松山市が中心となってJ R松山駅での交流や賑わいの創出に取り組む。</p>	<p>松山市と連携して，J R松山駅での交流や賑わいの創出に取り組む。</p>
	圏域における課題解決機能の向上	<p>大学等との圏域課題解決に向けた取組の推進</p> <p>圏域の活性化と持続的な発展を図るため，大学等と連携し，多様化・高度化する圏域の共通課題の解決等に取り組む。</p>	<p>松山市が中心となって圏域共通の課題と取組案の抽出を行い，大学等や伊予市と連携し，課題解決に取り組む。</p>	<p>松山市や大学等と連携して，圏域共通の課題の解決に取り組む。</p>
		<p>松山アーバンデザインセンターによる人材育成</p> <p>松山アーバンデザインセンターが取り組んでいるアーバンデザインスクールを，圏域内の市町と連携することで，より広域のまちづくりを推進する。</p>	<p>松山アーバンデザインセンターのスクールを支援するとともに，伊予市がテーマのスクールに対し，連携・支援に取り組む。</p>	<p>松山市と連携して，伊予市がテーマのスクールの開催に取り組む。</p>
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	<p>救急医療の適正利用</p> <p>「救急医療の上手な利用方法」「子どもの急病時の対応方法」等を掲載したガイドブックを作成し，幼稚園，保育園等において，適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。</p>	<p>松山市が中心となって圏域全体の救急医療の適正利用に取り組む。</p>	<p>松山市と連携して，救急医療の適正利用に取り組み，管内への周知・啓発等を</p>

				行う。
		救急ワークステーションの活用	松山市が中心となって救急ワークステーションの活用に取り組む。	松山市と連携して、救急ワークステーションの活用に取り組む。
		圏域における救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。		
		健康づくりの推進	松山市が中心となって健康づくりの推進に取り組む。	松山市と連携して、健康づくりの推進に取り組む。
		各市町が情報交換を図りながら、健康寿命の延伸や各種健診体制の充実に向けた調査・研究、関係者会議や研修会等を実施し、広域的な健康づくりの推進に取り組む。		
		他市町における地域密着型サービス利用支援	松山市が中心となって地域密着型サービス利用支援に取り組む。	松山市と連携して、地域密着型サービス利用支援に取り組む。
		各市町が連携して、介護に関する情報共有やその他広域連携が必要な事項について検討する。		
		地域包括ケアシステムの構築	松山市が中心となって地域包括ケアシステムの構築に取り組む。	松山市と連携して、地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
		地域包括ケアシステムの構築に向けて、二次医療圏内にある各市町が連携して、在宅医療・介護に関する情報共有や意見交換を行い、広域連携が必要な事項について検討する。		
結婚・出産・子育て支援の充実		病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となって病児・病後児保育の広域受入れに取り組む。	松山市と連携して、病児・病後児保育の広域受入れに取り組む。
		病児・病後児保育の広域利用に取り組む。		
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	広域受入れの要件を満たす伊予市の保護者に松山市の保育所等の利用希望がある場合、伊予市と協議を行い、広域受入れに取り組む。	広域受入れの要件を満たす松山市の保護者に伊予市の保育所等の利用希望がある場合、松山市と協議を行い、広域受入れに取り組む。
		保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限る、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。		
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する自治体を中心となって取り組む。	研修会を開催する自治体を中心となって取り組む。
		圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。		
		子育てイベントの共同開催	松山市が中	松山市と連

	子育てイベントの共同開催を実施する。既存のイベントの拡充も含めて圏域内市町で、それぞれの特性を生かした子育てイベントを共同で開催する。	心となって子育てイベントの共同開催に取り組む。	携して、子育てイベントの共同開催に協力して取り組む。
	地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設	松山市が中心となって地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設に取り組む。	松山市と連携して、地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設に取り組む。
	圏域内市町で連携を図り、地域子育て支援拠点の広域利用及び情報交換、交流等を行う。乳幼児とその保護者等が気軽に集うことができる場所を提供し、子育てについての情報提供や相談、助言その他の援助を行うとともに、妊娠期からの親子の交流の場を提供し、交流の促進を行う。		
	母子生活支援の連携	松山市が中心となって母子生活支援の連携に取り組む。	松山市と連携して、母子生活支援の連携に取り組む。
	圏域全体の母子保護体制の充実や、母子生活支援施設の有効活用を行う。		
	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れ	松山市が中心となって子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れに取り組む。	松山市と連携して、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れに取り組む。
	保護者が仕事や病気等の家庭の事情等によって児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院で一定期間、養育・保護をするなどの支援について、圏域内他市町の利用者を受け入れることを可能にする。		
	出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施	圏域で共同実施する婚活イベント及び結婚支援ポータルサイトについては、松山市が中心となって取り組み、伊予市が実施する婚活イベントについては、伊予市と連携して取り組む。その他	伊予市が実施する婚活イベントについては、伊予市が中心となって取り組み、圏域で共同実施する婚活イベント及び結婚支援ポータルサイトについては、松山市と連携して取り組む。その他
	出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。		

			新たな連携事業を行う際には、伊予市と協議を行い決定する。	新たな連携事業を行う際には、松山市と協議を行い決定する。
文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	広域的な文化財めぐり		松山市が中心となって広域的な文化財めぐりに取り組む。	松山市と連携して、広域的な文化財めぐりに取り組む。
	市町の域を越えた文化財めぐりを実施し、地域活性化を推進する。			
	圏域全体の図書館利用対象者の拡大		松山市が中心となって調整し、圏域全体の図書館利用対象者の拡大に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の図書館利用対象者の拡大に取り組む。
	各市町立図書館の利用対象者を中予圏域に拡大する。			
	圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用		松山市が中心となって圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用に取り組む。
	博物館等の公立文化施設について、相互出張展示等による情報発信のほか、観光・文化・学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。			
	プロスポーツ支援		松山市が中心となってプロスポーツ支援に取り組む。	松山市と連携して、プロスポーツ支援に取り組む。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。			
災害対策の推進	地域における賑わいの創出		松山市が中心となって地域における賑わいの創出に取り組む。	松山市と連携して、地域における賑わいの創出に取り組む。
	圏域の一体感の醸成や賑わいの創出を図るため、新たな広域連携施策を調査・研究する。			
	災害医療の推進		松山市が中心となって災害医療の推進に取り組む。	松山市と連携して、災害医療の推進に取り組む。
	愛媛県中予地方局、各市町のほか医療機関、消防機関、保健所等で構成する「松山圏域災害医療対策会議」において、災害医療の推進について協議・検討を行う。			
	災害対策広域連携事業の推進		松山市が中心となって災害対策広域連携事業の推進に取り組む。	松山市と連携して、災害対策広域連携事業の推進に取り組む。
圏域の防災力向上を図るため、災害情報システムを活用した連携事業等の広域連携の方法を検討する。				
	重信川・石手川治水に係る広域的		松山市が中	松山市と連

		な災害対応力の強化 重信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化を図るため、「重信川・石手川治水同盟会」の充実を図り、河川整備促進に向けた国への要望活動の強化や河川担当職員への研修を行うなど、関係者相互の連携と研さんに努める。	心となって重信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化に取り組む。	携して、重信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化に取り組む。
		広域的な応急給水体制の強化 広域的な応急給水体制を充実させるため、平成20年に締結した「渇水等緊急時における相互応援協定」を基本に、更なる連携施策の検討を行う。	松山市が中心となって広域的な応急給水体制の強化に取り組む。	松山市と連携して、広域的な応急給水体制の強化に取り組む。
環境保全 施策の推 進	圏域での地球温暖化対策の推進	圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	松山市が中心となって圏域での地球温暖化対策の推進に取り組む。	松山市と連携して、圏域での地球温暖化対策の推進に取り組む。
		環境学習・普及啓発の推進 自然環境や3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての情報共有を行い、環境学習施設の共同利用やその場でしか味わえない豊かな自然体験等を通して、環境に関する学習や普及啓発を推進する。	松山市が中心となって環境学習・普及啓発の推進に取り組む。	松山市と連携して、環境学習・普及啓発の推進に取り組む。
	合併処理浄化槽の普及促進 関係市町による協議会を立ち上げ、調査・研究や啓発活動を行うなど、合併処理浄化槽の普及促進を図る。	松山市が中心となって合併処理浄化槽の普及促進に取り組む。	松山市と連携して、合併処理浄化槽の普及促進に取り組む。	
	汚泥の共同処理に係る調査研究 効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。	松山市が中心となって汚泥の共同処理に係る調査研究に取り組む。	松山市と連携して、汚泥の共同処理に係る調査研究に取り組む。	
	再生可能エネルギーの利用促進 木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利用に関する共同研究を行う。	松山市が中心となって再生可能エネルギーの利用促進に取り組む。	松山市と連携して、再生可能エネルギーの利用促進に取り組む。	
	重信川流域自治体による地下水の保全 重信川流域の地下水を保全するため、流域自治体で連携して保全策の協議、検討を行う。	松山市が中心となって重信川流域自治体による地下水の	松山市と連携して、重信川流域自治体による地下水の保	

			保全に取り 組む。	全に取り組 む。
暮らし たい・戻 りたいと 思える 圏域 づくり	移住の促進	圏域への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等の共同開催について検討、実施する。	松山市が中心となって移住の促進に取り組む。	松山市と連携して、移住の促進に取り組む。
	広報紙の連携			
	エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住につなげるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等について、検討、実施する。	松山市が中心となって農作業・収穫体験等の体験交流や情報発信に取り組む。	松山市と連携して、農作業・収穫体験等の体験交流や情報発信に取り組む。	
	農作業・収穫体験等の体験交流			農作業等の体験交流等を通じて圏域の一般参加者に農業等への興味を持っていただくとともに、圏域での新規就農や耕作放棄地の有効活用等につなげる。
圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの活用促進に向けた基盤構築	圏域内市町で共同でオープンデータを公開し、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。	松山市が中心となって共同で公開する公共データの検討会を開催するなど、公共データの活用促進に向けた基盤構築に取り組む。	
	圏域での公共施設案内・予約システムの構築			松山市が中心となって圏域での公共施設案内・予約システムの構築に向けて取り組む。
	圏域住民の利便性向上と施設の利用促進を図るため、共同利用が可能な公共施設の案内・予約システムの構築について、協議・検討を行う。	松山市が中心となって空き家対策及び公営住宅情報の共有化に取り組む。	松山市と連携して、空き家対策及び公営住宅情報の共有化に取り組む。	
	空き家対策及び公営住宅情報の共有化			空き家対策及び公営住宅情報の共有化について検討する。
	市町間の職員人事交流	松山市が中心となって市町間の職	松山市と連携して、市町間の職員	
	様々な行政課題の解決と職員のスキルアップを図るため、圏域市町			

		間で職員の人事交流を行う。	員人事交流 に取り組 む。	人事交流に 取り組む。
		実務研修職員の受入れ	松山市が中 心となって 実務研修職 員の受入れ に取り組 む。	松山市と連 携して、実 務研修職員 の受入れに 取り組む。
		圏域市町の職員の人材育成のため、実務研修職員の受入れを行う。		